平成２２年（フ）第６６号
岐阜県飛騨市宮川町林87番地２
債務者　大下さおり
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２８６０号
愛知県東海市荒尾町下大脇７番地Ｄ棟13号
債務者　竹内　敬子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９７８号
名古屋市中区上前津２丁目13番19号　エスジ上前津507号
債務者　柴垣　晴美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７１号
三重県桑名市大字東方1597番地６
債務者　長谷川　博
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
三重県四日市市大宮西町17番29号
債務者　米倉　浩史
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
三重県四日市市日永西４丁目６番24号
債務者　福村　秀樹
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
三重県四日市市小古曽５丁目18番10号　栄コーポ102号
債務者　五十嵐誠一
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４３１号
兵庫県宝塚市小林５丁目１番21号
債務者　畑中　充博
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４４７号
兵庫県伊丹市荻野５丁目202番地　長楽園第２マンション202号
債務者　上原　正義
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４５２号
兵庫県伊丹市桑津１丁目２番１―601号
債務者　島田　光秋
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４６１号
兵庫県伊丹市平松５丁目３番11号
債務者　笹倉　真弓
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８７３号
兵庫県尼崎市富松町１丁目33番15号メルベールマウンテンヴィレッジ314号
債務者　川上　有紀（旧姓磯田）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８５号
兵庫県芦屋市若葉町５番１―1544号、前住所兵庫県芦屋市高浜町４番２―2012号
債務者　吉井　正義
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９５号
兵庫県芦屋市岩園町17番11号　ダイケンコート芦屋Ａ―２、前住所大阪府大東市氷野３丁目11番50号　レスタージュ住道1013号
債務者　野村智加子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１３号
兵庫県尼崎市大西町１丁目10番18号、前住所兵庫県尼崎市大島１丁目17番24号
債務者　林　　正利
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２７号
兵庫県西宮市松園町13―25―302、住民票上の住所兵庫県宝塚市千種３丁目21番16号
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４８号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目22番２―101号
債務者　宮　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５６号
兵庫県芦屋市呉川町３番２号グレース芦屋505
債務者　中山　靖彦
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係